交通局企業職員の懲戒処分に係る公表について

交通局長が懲戒処分を行ったときは、人事管理に関する透明性を高め、もって市政への市民の信頼の確保を図るため、次のとおり市議会、報道機関等への情報提供（以下「公表」という。）を行うこととする。

１　公表の対象とする処分

公表の対象とする処分は、地方公務員法第２９条に基づく懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）とする。

２　公表の対象とする処分の例外

(1)　懲戒処分を行った場合で、被害者若しくはその保護者等がその事件を公表しないよう求め、又は公表することにより被害者が特定される可能性が高いと見込まれ、当該被害者のプライバシー等の保護が十分果たせなくなる恐れがあるときは、当該保護を優先することとするため、懲戒処分であっても公表しないこととする。

(2)　懲戒処分に至る経過として行った分限処分（以下「分限処分」という。）は、公表することができるものとする。

(3)　懲戒処分と同時に行った管理監督者の責任を問う懲戒処分以外の訓戒等の処分（以下「訓戒等の処分」という。）は、公表することとする。

３　公表及びその内容

(1)　公表する内容は、懲戒処分（分限処分を含む。）又は訓戒等の処分を受けた職員の職位（係員、係長、課長、部長等の別をいう。）又は職名（事務職員、技術職員、技能職員等の別をいう。）、年齢、性別、処分内容、処分理由及び処分年月日とする。ただし、免職の場合にあっては、当該処分を受けた職員の氏名及び所属する課（課を置かない部及び室にあっては、当該部又は室）の名称も公表する。

(2)　(1)の一部のみをもって公表することにより２(1)の趣旨を妨げないときは、当該一部の内容をもって公表することとする。

(3)　刑事事件で現行犯逮捕され、所管庁が既に氏名等を公表している等の状況があるため、公表することにより懲戒処分を受けた職員が特定される場合であっても、公表することとする。この場合において、氏名及び勤務の状況についても公表できるものとする。

(4)　訓戒等の処分を受けた職員が特定される場合であっても、公表することとする。

４　公表する時期等

(1)　懲戒処分を行ったときは、速やかに公表することとする。

(2)　分限処分及び訓戒等の処分の公表は、懲戒処分の公表と同時に行うこととする。

(3)　公表は、３(1)又は(2)の内容を記載した書面をもって行うこととするが、必要な場合は、説明の機会を設けて行うこととする。ただし、公表資料を本市のホームページに登載する際には、３(1)ただし書きの内容は記載しないこととする。

５　公表の実施等

１から４までの公表に関する事項については、平成１５年３月１５日（３(1)ただし書き及び４(3)ただし書きについては、令和２年１月３１日）から実施し、同日以後懲戒処分した事例から適用することとする。